

平成 30 年度③

事件番号	30 総第 160 号
審査請求年月日	平成 31 年 1 月 29 日
処分の根拠法令	須坂市公共物管理条例
裁決日	平成 31 年 2 月 12 日
申立内容	<p>(主張の要旨)</p> <p>本件処分の取消しの裁決を求めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査請求人宅の雑排水が流れないのは、〇〇氏が水路に設置する鉄板が原因である。 ・〇〇氏が鉄板を撤去しないのであれば、審査請求人が雑排水管を移設をしたいが、この場合費用の半額を支払いを依頼したい。 ・道路法施行令により道路下の配管は道路面下 60 cmより深く沈めなければならず、この深さだと排水管が川に出たとき川底の土の中に出る。これを避けるためには鉄管の中に塩ビ管を入れた仕様にしなければならない。また、敷地条件から管を市道に対し斜めに通さなければならない。又は、雑排水の漏れた枡より一つ上流の枡を入れ替えなければならない。そういった条件により、工事費用は思いのほか高額になる。 ・問題の排水管は今後も将来下水道への接続工事が終わった後も、審査請求人宅の母屋などの樋の雨水を集め敷地外の川へ流す配管として使用し続ける予定である。周辺区域は地下水位が高く、浸透枡の性能が上がらない様に感じている。敷地が直接川に接していない住宅では敷地内から川へ出る排水管は極めて大切である。 ・問題の根底には、下水道接続工事を既に行った家の者の一部にある、いまだに接続工事を行っていない者に対する身勝手な侮辱があると思う。 ・審査請求人宅もいずれは下水道接続工事を実施することになると思うがその時期を決めるのは審査請求人自身である。下水道接続工事をしていない家の雑排水管の存続を軽視することが正義であるかのような対応はよくない。 ・須坂市公共物管理条例は、第 1 条で、「この条例は、法令に特別の定めのあるもののほか、公共物の管理及びその利用について必要な規制を行い、もって公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉の増進を図ることを目的とする。」とあるが、市の決定は、審査請求人に対して著しく不利益を与えている。
裁決概要	<p>(主文)</p> <p>本件審査請求を却下する。</p> <p>(理由)</p> <p>1 本件に係る法令等の規定について</p> <p>(1) 行政不服審査法第 2 条において、行政庁の処分に不服がある者は、審査請求をすることができる旨を規定している。</p> <p>(2) 須坂市公共物管理条例第 1 条において、この条例は、法令に特別の定めのあるもののほか、公共物の管理及びその利用について必要な規制を行い、もって公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉の増進を図ることを目的とする、とある。</p> <p>(3) 「逐条解説行政不服審査法新政省令対応版（一般財団法人行政管理研究センター）」によると、「この「不服がある者」の具体的範囲は、判例において、当該処分について審査請求をする法律上の利益がある者、すなわち、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 9 条の定める原告適格を有する者の具体的範囲と同一であると解釈されている。」とある。</p>

	<p>2 審査請求人が本件処分に対する審査請求人としての不服申立人適格を有する者であるか否かについて</p> <p>審査請求できる者の具体的な要件について規定する行政不服審査法第2条の「行政庁の処分に不服がある者」とは、「当該処分について不服申立てをする法律上の利益がある者、すなわち、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者」であって、これは、行政事件訴訟法第9条に定める取消訴訟の原告適格と同義と解されているところ、行政事件訴訟法第9条第1項にいう、当該処分の取消しを求めるにつき「法律上の利益を有する者」とは、「当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者」とされている。</p> <p>ここで、本件許可処分の根拠法令となる須坂市公共物管理条例は、前述のとおり、公共物の管理及びその利用について必要な規制を行い、もって公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>上位法に相当する法令は見当たらない。また、須坂市公共物管理条例には、周辺の個々人の個別的利益を保護する趣旨を含むことをうかがわせる文言は見当たらない。</p> <p>したがって、「当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者」とは認められないことから、審査請求人としての適格を有する者であるとは認められない。</p>
<p>裁決</p>	<p>却下</p>